

農産物検査とカメムシ防除見直し要望提出後の話し合い

場所 農水省消費安全局第一会議室

時間 2007年2月15日 1時半から3時半

○出席者 反農薬東京グループ、生き物共生農業を進める会、日本消費者連盟、ふーどアクション 21、
提携米ネットワーク、食政策センター・ビジョン 21

○同席者 鈴木陽悦参議院議員(及び秘書)、岡崎トミ子参議院議員(代理)
ツルネン・マルチ参議院議員(代理)、二田孝治衆議院議員(代理)
金田勝年参議院議員(代理)

○農水省 消費・安全局植物防疫課、総合食料局消費流通課、環境保全型農業対策室

反農薬東京グループ:それぞれ、所属と名前の自己紹介をしてほしい。

(自己紹介 略)

鈴木議員:私は生き物共生農業を進める会の今野さんから3年前からこの問題について話を聞かせていただいていた。皆さんの運動が大きくなってきたなという感じがしている。地産地消という話が出たが私は最後の人文字を「生きる」という字に変えて、その地に生まれた人がその地を生きかしていくという地産地生を提唱している。今回の皆さんの活動はまさに地域を守り、地産地生の現れではないかと思っている。古い話からだが、自助があって、互助があって、共助でここまでできた。最後が公助がでてくる。今日の話合いが非常に異議あるもの、いろんな意味で公助ができるように、皆さんの話を聞きながら考えていきたい。

反農薬東京グループ:では、お手元にある要望書を読み上げてから入りたい。この運動は私たち反農薬東京グループが呼びかけて、秋田の生き物共生農業を進める会さんと要望に賛同する団体を集めた。1ヶ月足らずに68団体、個人が145人という形で、すごく反響が大きかった。まだ、集まると思うが、とにかく早く声を届けて対策をとってもらいたいので、とりあえず、この団体で要望を出すことにした。中味については、ご存じのことと思うが、読み上げさせていただく。誰か、上手い人いませんか。

日本消費者連盟:では、私がやりましょうか。要望書の中味を読ませていただきます。(略)

反農薬東京グループ:農水省が今まで出してきた見解をもとに、論点を整理してあります。ここから話を進めてゆきたいと思いますが、今日、新たな回答があるようでしたら、それをお知らせ下さい。

消費流通課:ありません。

反農薬東京グループ:植物防疫課や、環境保全型農業対策室にはこの要望は初めてですので、あとで、御回答をお願いします。それではまず、こちらから論点の説明をします。生き物共生農業を進める会さんをお願いします。

生き物共生農業を進める会:今までの農水省の回答は資料1-3にあります。これは一昨年、自民党北海道東北ブロックが自民党本部を通じて農水省に出したものにたいして、去年の5月に回答があったものです。考え方がコンパクトにまとまっています。その前に、現行の検査制度でどういったことが起こっているのかという現状を確認したいと思います。

資料1-1は、秋田農政事務所からいただいた資料ですが、東北6県の過去5年間の検査結果で格下げになったものを調べてもらったものです。平成14年以前は公表していないということで、ありません。いずれも、丸印のあるように検査で格下げになるのが非常に大きな数字になっています。これをなくして一等米比率を高めるために農薬使用が進められています。

農水省からの回答では、1-3にありますが、「なおカメムシの着色粒については、農薬を散布しなくても畦畔の下草刈り、休耕田の除草励行により軽減可能であり」とありますが、現実には草刈りでは防げないということで、県が発生子察をして、発生注意報、警報を出しています。それに基づいて農家はJAなどの指導のもとに薬剤散布を繰り返しています。

資料の中に、カメムシ注意報というのがありますが、これは青森県が昨年出したものです。それから農家に対しては追加防除で万全を期すようにと書かれています。何のためにカメムシ防除をしているかという点、規格規程によるわけです。

次のページは農業新聞の広告です。青森県にとどまらず、全国で注意報や警報がださされていて、それを農薬メ

一カーが広告しているという状況です。広告の内容もカメムシを悪者扱いしています。

それに対して秋田県議会や岩手県議会の意見書があります。全会一致で採択されています。秋田県では合併前の数で45議会が採択しています。

資料の最後のページですが、食料・農業・農村政策審議会食料部会の議事録の抜粋です。生協連の藤井委員の発言ですが「最近、農家の方は色が付かないようにするための農薬を使うというお話も聞いております。そういうことは消費者の求める安全性というニーズから行くと本末転倒になっているのではないかと述べています。このように、いろいろな団体から見直しを求める声が出ています。

では、農水省の回答の中味ですが、要望では「消費者への安全安心な食糧確保のためと、農業者の安定的経営を図るための農産物検査制度の抜本的な見直し」を求めています。それに対して、農水省の回答では、「消費者が着色粒の入った精米を特に嫌うことを踏まえて、流通業者(卸・小売り等の精米業者)が多くの労力・コストをかけて着色粒を除去している現状を顧みれば、関係者の合意が得られる状況にない」とあります。

これをみると、消費者の安全よりも精米業者のコストを重視しているように思えるがどうか。

消費流通課:着色粒を除去するためにはどこかでコストがかかる。そのコストを今の経済の中で考えると、沢山斑点米のあるコメをちゃんとした製品として出荷するまでにコストがかかる。斑点米のないコメにはコストはかからない。その原料のコメに価格差があるというのは当然のことだ。10キロのコメを出すのに2000円で済むものと、3000円かかるものを同じ値段で仕入れることは経済活動として成り立たない。かかるコストを誰が持つかで、売り手である生産者と買い手である精米業者の間で決まることだ。

反農薬東京グループ:基本的に斑点米があると何故いけないのか。

消費流通課:コメに真っ黒いシミがついたものが斑点米だ。1000粒に1粒ということこれに比べれば。20グラムくらいで、この中に2粒入っていると、ご飯茶碗にすると10粒弱くらいになる。これ自体は今のところ毒でもないが、これをみたときに消費者が毒でないかみたいな判断できるか、やっぱり黒いシミが付いているとカビではないかと不安になる。安全かもしれないが、安心なコメではない。そうすると精米業者やレストランにクレームが来る。そうならないように事前に除去してから商品として出す。今米屋で売っている米の中に斑点米はない。そのためには、量が減る。さらに機械も高い。安いもので数百万、高いものだと数千万する。そう簡単に買い換えできない。手間もかかるわけ。

反農薬東京グループ:要するに流通業者がコストがかかるからということですね。

消費流通課:はいそうです

反農薬東京グループ:私たちが言っているのは、なぜ、消費者と生産者の安全と安心のところをみないのか。農水省の消費流通課は流通業者ばかり守ろうとするのかということだ。

消費流通課:まず、農産物検査は何のためにあるかということがある。農産物検査法には、公正にして円滑な取引を助長するというのが目的だ。具体的に言うと、コメでは規格取引が行われている。通常野菜は実際に目で見て競りをしたりしている。コメは大量に遠方まで動くので、コストを削減するために規格取引をしている。たとえば新潟県産のコシヒカリとか北海道産のキララ397の1等はこういうコメだというのがルールとしてある。電話で注文しても自分のイメージしたコメが届く。きっちり確認しなくてもいい、ということで流通コストの削減になっている。そういう役にたっている。それが農産物検査の一番大きい役割だ。

有機農業研究会:だから、その規格制度を変えてほしいと言っている。

消費流通課:規格の意味は産地、品種銘柄と等級だ。これはコメの味などは数値で示されないもので、産地とか品種によるところが大きいので、そういう表示にしている。

有機農業研究会:検査が不可欠だということはわかっているが、消費者が嫌がるというが、斑点米があるのは農薬を減らしているからだという事実が知らされていない。その事実を消費者が知れば変わってくる。私たちは有機米を食べているがかなり斑点米がある。農薬をかけないからだ。でもそれは消費者が洗うときに自分ではずす。有機米の場合は斑点米は問題にならない。今回、有機農業推進法が成立して農薬を減らしていこうということになって

いる。その流れと今説明されたことに矛盾がある。今後、方向を変えていかなければ行けないと思う。だから、斑点米に関しては、消費者に農薬を使ってないからなのだと説明すべきだ。輸入米に関して斑点米の基準はゆるい。すごくおかしい。

消費流通課: 輸入米の話がでたが、基本的に農産物検査の規格は流通を円滑にするために、生産者と買い手である精米業者なりとの間で、区分すべきものはこういうものだとおいて、それに応じた値段の格差をつけていくという規格だ。輸入米と国内産米とは用途が違う。輸入米はほとんどが加工用で粒の形で使うということはない。

有機農業研究会: それは現状であって、今後輸入米が一般の人の主食用として入ってくるという情勢は農水省なら知っているだろう。目前にきている。

消費流通課: そうなったときに、輸入米も同じような規格にしろということであれば、それも有り得る。

有機農業研究会: そうじゃなくて、私たち消費者からすれば、安全な米が大事だ。有機米がみんなの手にはいるようにしたい。その時に農薬を使わない有機米が斑点が多くなる場合がある。そういうことにあわせていくべきでそのために改定してほしいと言っている。

消費流通課: (ヘラヘラ笑う)

反農薬東京グループ: 流通業者のコストのことを言うが、農家が2回もカメムシ防除のために農薬を撒いている。そのコスト、環境汚染、周辺住民の健康被害、そういったものについてはどう考えているのか。

消費流通課: コストという言い方が悪かったのかもしれないが、農産物検査には等級があるが、これの一番大きな等級の格付けの理屈は、整粒具合、整粒というのは米にしたときにちゃんとした精米になる部分、その他の未熟だとか被害を受けているのは屑になる可能性がある。要するに玄米の中からどれだけちゃんとした製品が出来るかということが大きな要素として一等、二等、三等が決まる。従って、この米はこれだけのコストをかけてこれだけの精米が出来るということをもって、1等から3等まで値段が付く。それを円滑に取引できるように格付けしている。

生き物共生農業を進める会: 米の検査での国の役割はコスト削減を最重視しているのか。そうではないだろう。国民の健康を守るのが第一ではないか。そして産地を守る。コスト削減が第一に来ている、それが農薬散布につながっている。そこに疑問があって、賛同の声が集まっている。これまでのありかたではなく、本来、食べ物の検査はどういうものかということを議論していかないとだめではないか。

消費流通課: その部分だが、農産物検査の中で安全とか環境を無視していいとは思っていないが、それぞれの法律にそれぞれの目的がある。農産物検査の目的は円滑な取引流通だ。全体としてのコメのコストの削減が大きな目的だ。

生き物共生農業を進める会: この法律が出来たのは昭和26年だ。まだ食糧不足の時代だ。いかに主食であるコメを国民に届けるかが大事な目的だった。その頃であれば農薬の使用もあまりなかった。その後、コメをめぐる状況もかわり、消費者も安全安心を求めるようになった。しかし、検査制度は昭和26年のまま。等級が5から3等級に変わっただけだ。中味は変わっていない。着色粒の規程は昭和46年だ。それ以前は斑点米はあまり問題になってなかった。何故、問題が起こるようになったのか。それは減反政策で休耕田ができるようになったからだ。それ以外にも高速道路ができたりして、イネ科を好む害虫が田んぼにやってくるようになった。それが原因であって、農家の技術が悪かったから、農家が何かをしたからでできたものではない。カメムシ、斑点米を作り出した原因は生産者にはない。今の検査制度は結果責任だけを問うて、原因を作り出している国の責任は全く考慮されていない。そもそも、コスト削減を第一に考えるのであれば責任は国にある。

消費流通課: 農産物検査は誰かに責任をとってもらおうという制度ではない。今の意見には答えようがない。検査の結果は目安を与えるものだ。この検査は強制ではなくて

反農薬東京グループ: 検査を受けなきゃ、JASの規格が通らない。産年とか銘柄を表示できない。だから検査を受けるのがほとんどだ。

消費流通課: 2等になった、3等になったからといってそれができないわけじゃない。

反農薬東京グループ: この着色粒の規程は昭和49年に出来て全然変わってない。状況がこんなに変わっているのに、どうしてそこまで固執しなければいけないのか。2等米、3等米を作ろうと思っているからではないか。

消費流通課: 有機米とかでているが、米の普通の流通は米屋さんが大量に仕入れ、それを精米して米屋で売るという大きな流れの中で売られているのがほとんどだ。

反農薬東京グループ: そういう事実はいい。どうして着色粒の規程が昭和49年から全然変わらないのか。

消費流通課: 黙って放ってあるわけではないが、双方の合意がないとなかなかできない。かつてに決めた規格ではないので、関係者双方の合意の上で決まってくる。

反農薬東京グループ: その関係者とは誰か。

消費流通課: 売り手と買い手だ。生産者と買い手である業者だ

日本消費者連盟: 関係者は事業者のみであり、消費者はそこには入っていない。

反農薬東京グループ: 両方とも米穀業者ということか。

消費流通課: そうだ。

反農薬東京グループ: その人たちが納得しないから変えないということか。

消費流通課: 現在の規格はリーズナブルなものである。この差がないとすべてがカメムシが入っていると同じ値段になる。

反農薬東京グループ: 今までにもいろいろ申し入れがあったとあったと思うが、この点に関して担当課として疑問なり、矛盾なりを感じてないのか。非常にいい制度だと思っているのか。

消費流通課: 現状においてはこれはリーズナブルなものだと思っている。ただ、そこで皆様方のような運動の盛り上がりによって消費者が、もう大丈夫だと言って、世の中そういう流れになってくれば、それは考える。米屋もそういうことを気にせずにいけるようになる。

有機農業研究会: 世の中がそうなってから、考えるというのではなくて、法制度が変わってきている。有機農業推進法も出来、環境保全的な農産物を増やしていこう、地域の環境を守っていこうというのが大きな流れとしてでてきている状況を踏まえれば、新しい流れに対応していくために、着色米についても検討していくことをまず第一歩として踏み出す必要があるのではないかと。農水省全体で考えるべきだ。

消費流通課: 今おっしゃった環境保全は重要だと思うが、一方で、消費者が求めている商品はこういうもので、それは・・(騒然)

有機農業研究会: 消費者の誰がそういったのですか。斑点のある米は混じったら困ると言ったのですか。そういう要望がでているのですか。

反農薬東京グループ: ない。農水省はどのようにして消費者の要望だというのだ。何を根拠にしているのか。消費流通課というのは流通業者の利益を守るためにある課なのか。わかった。

消費流通課: いや、流通業者の利益を守っているだけのものではない。全体としてのコストが下がることによって消費者の方にも恩恵がいつている。

生き物共生農業を進める会:コストがどのくらいかかっているか試算してみたい。2等になることによって格差が1000円付く。1等と2等の価値の差が1000円もあるのか。2等はコストが1000円もかかるということだと思う。(萩島そうだ)では、1等米については着色粒の混入率が0.1%だ。2等だと0.2から0.3%だ。その差は最大0.2%だ。0.2%はどれくらいの金額かという、簡単にして1万円とすると30円だ。30円分の虫食い米が入っていると1000円安くなりますというのがこの検査制度だ。たしかに30円のコメはなくなる。それを取り除くために電気代やら機械代がかかる。それをすべて合わせると1000円になるかというそうではない。30円プラス電気代は微々たるものだ。一番大きいのは色彩選別機の減価償却費だ。これも最大100円以内だ。これは業者に試算してもらったものだ。生産者からは利用料を88円取るのだそう、だから、コストは最大でも百数十円しかかかっていない。1000円も生産者に損害を与えるようなコストではない。また、このコストを生産者が負うべきかどうかだが、生産者の責任で斑点米が発生したのなら生産者が負う必要があるかもしれないが、その責任はない。因果関係はない。政府の政策によってカメムシが増大した。政府が責任をとるべきなのに生産者にコスト負担を求めている。

消費流通課:コストは商品価値だ。誰がやったかではなくてももの売り買いをしていると商品価値でもって自動的に双方の間で決まってくる。私どもも一度試算してみた。もう少し大きな値だった。1000円かどうかというものもある。全部が1000円ではない。場合によっては五百円くらいもある。私どもが試算したところでは600円くらいの格差がでた。

生き物共生農業を進める会:0.1%が六百円になるのか。

消費流通課:結局、時は金なりじゃないけれども、作業効率の低下が

生き物共生農業を進める会:作業効率は流通業者の問題だ。流通業者のコスト削減を政府がやるのか。消費者の安全よりも生産者の問題よりも。

消費流通課:コスト削減を考えているじゃなくて、これとこれは違うものと農産物検査制度はある。カメムシの被害が1%入っているものと3%入っているものは違う商品だと区別している。それは流通上そうすべきだとの了解の上に成り立っている。

有機農業研究会:そこで価格差があるから農家は農薬を振らざるを得なくなる。収入にかかわるわけだから。だから、環境保全型農業に移ろうかと思っても、農薬を減らしたら検査で減収になる。だから今まで通り農薬振るということになってしまう。それはおかしい。有機農業をするためにもここがネックになっている。この間も有機農業者の集まりがあったが、ここでカメムシの検査があるから変更できないと何人もが言っていた。環境保全型農業を進めていこうとした場合、この基準が農薬をやめるということにはならない。これがネックになっている。

反農薬東京グループ:消費者消費者というが、消費者はこれに農薬がかかっているきれいだ、こっちは農薬がかかってないからそんなにきれいじゃないと言われたら、絶対農薬がかかってない方を選ぶ。

消費流通課:そういう二者択一を迫られればそうかもしれない。農薬をかければきれいになる、かけなければきれいにならないという世界については、私の担当ではない。

反農薬東京グループ:植物防疫課に聞きたいが、2番目の要望だ。カメムシについては2002年くらいに植物防疫課が通知みたいなものを出しているが、その後、出しているか。カメムシ対策だ。2001年にカメムシが大発生したとかで、農薬を撒け撒けと全国的に奨励されてきた。そのことについて植物防疫課が関与しているのではないと思うが、カメムシ対策について農薬以外の方法で減らすことができるという研究はあるか。

植物防疫課:カメムシは田の畦畔とか雑草地とか、休耕田が発生源になるので、出穂期を迎える頃、水田に入ってきて被害を与えることが知られているので、そういう場所の草刈りを徹底するということを勧めている。最近ではIPMで化学合成農薬をできるだけ使わないで、あらかじめ病害虫が発生しにくい環境を作っていくということで、経済的被害が生じる前に抑えていこうとしています。それ以外に道路、鉄道、河川敷などもあるので、河川敷に生息するものもあるので、管理者に協力要請もしている。特にカメムシの場合は水稲の周りにいるところから入り込んでくるのを抑えようと雑草管理を指導している。とはいっても、どうしてもということがあり、化学防除も組み合わせたいので、

被害を最低限に抑えるとしています。

反農薬東京グループ: カメムシ防除が一番面積が多いが、どういう農薬がどのくらい使われているかというデータは持っているか。

植物防疫課B: ない。調査をかければわかるかもしれない。

反農薬東京グループ: 調査をかけてだしていただきたい。全国的にカメムシに対してどういう農薬がどれだけ使われているかという資料を出してほしい。植物防疫課ならわかるはずだ。面積は調べて農薬要覧に出ているではないか。

生き物共生農業を進める会: こちらでも調べたが、その時期の販売量から推計するしかないのだからわかりにくい。

植物防疫課B: カメムシ以外にも登録があつたりして、わかりにくい。

反農薬東京グループ: いずれにしても、調査してだしてほしい。大まかな数字でもいい。

生き物共生農業を進める会: イネに浸透して吸汁するカメムシだけにしか効かない農薬もある。ところが、逆に言うと根から農薬を吸い上げて茎や葉に移行する。これが穂に移行しないというが、本当にそうなのかわからない。そういう懸念のあるものが開発され、流通している。それ以上に重要なのは安全と環境だ。今のコスト重視は誰が見ても納得できない。

反農薬東京グループ: 植防でIPMを普及するよというところで、雑草管理を中心にやっているというが、雑草管理だけで予防できるのか。

植物防疫課: 雑草管理は化学農薬を使用しないというわけではなく、化学農薬のみならずという意味だ。組み合わせる。農家の経済的被害があれば、化学農薬を使用する。

反農薬東京グループ: それなら今までと全然変わらない。本当に農薬を使わないことが大事だと私たちは言っている。植物防疫課がカメムシの生態とか、イネを吸汁するタイミングは非常に微妙で、農薬を撒いても草を刈ってもダメな場合があるかもしれない。ただ、そういうときに、どういう方法があるのかをもっと真剣に考えてもらわないと、結局、斑点米が2粒になったからと言って1000円下げられてしまう。

植物防疫課: 出穂期というのがある。10日前までに草刈りをした方がいい。そういうことをきちんと病害虫防除所が注意している。

反農薬東京グループ: きれい事をいわないでほしい。実際にはカメムシ多発注意令とか、防除に遅れないで農薬を撒きましょうということを各都道府県からいっぱい出ている。農薬名までちゃんと書いてある。こういう状況は植物防疫課のカメムシ対策の雑草対策で行けるのなら、こういうのができるわけがない。全然不十分だ。

生き物共生農業を進める会: うちの農協に草刈りで対応できるか聞いても、無理だという。だから農薬を撒くのが現状だ。

反農薬東京グループ: 新しいカメムシ対策の農薬がどんどんできて、ほとんどネオニコチノイド系だ。あれが安全みたいなことを言っているが、ミツバチが死んだのは全部この農薬だ。

植物防疫課: ……

反農薬東京グループ: 初めに農薬ありきの発想を転換してもらわないと消費者に支持されない。

植物防疫課: 雑草管理を徹底しなさいというのをまず第一にあげて指導している。

有機農業研究会:なるべく農薬を使うなどと言ってあるのか。

植物防疫課:使うなどとは言っていない。

有機農業研究会:それがないと意味がない。農薬散布が変わって物理的防除をしますと、農水省がやればいいじゃないか。極力農薬を制限して物理的防除を取り入れるような指導書を出したらどうか。

植物防疫課:最初にこういうことで徹底してくださいとしている。

反農薬東京グループ:それはよろしいが、この文書には、防除の実施から見た要因として、「1、地域一斉防除の減少、航空防除および地上の共同防除を取りやめた地域において斑点米カメムシ類の被害が増加した」と書いている。ということは、農薬を撒かないからカメムシ被害が増大したというわけだ。毎年出している技術指導指針というの古いのに書いてあるが、新しいものには、まさか、こういうことは書いてないはずだが。技術指導指針の一番新しいのを出してほしい。

植物防疫課:はい

生き物共生農業を進める会:根本的に米の検査を何のためにやるのかという疑問はなくなってない。

反農薬東京グループ:そうだ。消費者に知らせないといけない。消費流通課の仕事は流通業者を守ることであると。コストを削減できる体制を整えることであると。こういうことだ。

消費流通課:確かに、農産物検査の目的として、一番の大きなことはそういうことで、全体のコストを下げる。要するに規格流通をするための

生き物共生農業を進める会:だからこそ、自民党の要望書も抜本的な見直しを求めている。

消費流通課:当然、ご存じのことと思うが、法律にはそれぞれ目的があって、農薬の適正使用には農薬取締法があるとか、環境保全のためにはその法律がある。私どもの法律の目的というのはそういうものだ。

有機農業研究会:その法律が別の法律を阻害する場合はどうなのか。

消費流通課:阻害とは？

生き物共生農業を進める会:整合性がとれない場合だ。

有機農業研究会:生産者がカメムシがあるから有機農業に移行できないと言っているではないか。

生き物共生農業を進める会:片方で、カメムシは許さない。同じ水田生態系で矛盾している。

反農薬東京グループ:どうやってカメムシだけ殺すの？

消費流通課:その技術については私の担当ではないが、少なくともそういう状況が起きているということは、お話を伺って知っている。ひとつの例として滋賀県がやっているやり方で、カメムシはそんなにぐうーっと飛んでいけるような飛翔力はないんで、

生き物共生農業を進める会:それも種類によって違う。風があれば何キロも飛ぶ。

消費流通課:それはあっても、通常はあぜ道や近所の雑草から田んぼに入って、住んでしまう。

生き物共生農業を進める会:滋賀県ではそういう種類が多いかもしれないが、東北地方ではアカギホソカメムシは何キロも飛ぶ。まわりを刈ったとしてもそれでは防ぐことはできない。

反農薬東京グループ:地域に応じて、方法がある。滋賀県はそういうことで成果を上げていると。北海道なんかだったらハッカとかミントを植えることである程度防いでいる。

生き物共生農業を進める会:ハーブの繁殖力と他の雑草の繁殖力を比べるとハーブが畦を覆い尽くすまでは相当年数がかかるし、その間、他の雑草を手で取らないとハーブが負けてしまう。管理が大変でなかなか実現できていない。

反農薬東京グループ:そういう農薬を使わない方法について、農水省は研究所なり、植物防疫課が音頭をとってちゃんと検証してほしい。こうやれば大丈夫だとか。カメムシの生態も各地によって種類が違い、その地域のカメムシの生態をもっときっちり、学問的に調査して啓発することが大事じゃないか。

生き物共生農業を進める会:カメムシが問題だとは私は思っていない。コストもそんなに大きくない。もし問題があるとすれば、それは公害だ。カドミ米と同じだ。よそからきたものだから公害だ。その認識を変えないと、商品価値が下がるからという認識では、この問題はなくなるらない。

反農薬東京グループ:そういう認識を聞いてびっくりした。コストだとか、商品価値だとかいうことを理由にして堂々という姿勢が本当にびっくりした。

消費流通課:びっくりしたと言われても困る。農産物検査の目的はそういうことだ。

反農薬東京グループ:しかし、そのことは根本から考え直さないといけない時期に来ている。結局、そのような規程があることによって農家に農薬散布を強制しているわけだ。

消費流通課:強制はしていない。

反農薬東京グループ:強制になっている。現実には価格差をつけることによって。

有機農業研究会:お金が全然違う。農家の人は生計がかかっているわけだから、農薬を撒くしかない。つまり農家に農薬を撒かせる動機付けになっている。

消費流通課:じゃあ、この規格基準がなくなったときに、明らかに今現状で市場で商品価値が違うことは確かだ。そこまで違うと言われると困る。

有機農業研究会:いや、規格基準をなくして選別機ではねて、消費者にも啓蒙するというのは合わせて必要だ。

消費流通課:はじくために、多く入っているものと少ないものではコストが違うことも事実だ。

有機農業研究会:微々たるものだ。

消費流通課:微々たるものかどうかは考え方の違いだ。私は、計算しても、

有機農業研究会:今のように真っ白で60キロに数粒も入っていないのは、私が食べている米は60キロの中にいっぱい入っている。それをはじめてたくわけだが問題ない。

消費流通課:みんながそれならいいが

有機農業研究会:真っ白にするために農薬が使われている。環境汚染しているという事実をしらないからだ。

生き物共生農業を進める会:なぜ、消費者が知らないか。斑点米を取り除くために農薬を使っていることを消費者が知らないのは、検査結果が消費者にまで届かないからだ。どんな検査をしているのか、一等米から等級落ちをしないために生産者が何をしているか、そういう情報をまったく消費者に知らせていない。農水省がそういう情報を消

費者に届けば、また、それを取り除く機械があるわけだから、農薬を使わずに機械でとってほしいということにならないか。

有機農業研究会:コストがかからないでざっと機械で流してとるくらいでよくて、一粒たりとも入るななんて誰も言わない。

消費流通課:みなさんがそういつただけるのなら、(騒然)

有機農業研究会:食育もやっているではないか。そこと合わせて言えばいいじゃないか。

日本消費者連盟:今食糧自給率も全然上がらないし、米の消費も上がらない。ここでやらなくてはいけないのは、農水省が垣根をとっばらって日本の米はこんなにおいしくて安全なのだと、やらなければいけない時期だ。有機農業の推進もやることになっているのだから、一体となってやらなければいけない。私は、06年の米の農産物検査等検討会を傍聴したが、そこでこの等級見直しがあるのかなと思ったが全くなかった。これは事務局がこういう問題意識が薄いんじゃないかと思う。今こそ、等級をとっばらって、どういう制度がいいのかということを国民に問うような政策転換をしなければいけない。そうしないと、日本の米の需要は下がる一方だ。

有機農業研究会:日本の米が本当に安心して安全で、日本の環境を守るような作り方をされているとなつて初めて、孫子の代まで伝えていきたいと思う。日本は単位面積当たりの農薬使用量は世界一だとか、輸入の米よりもっと農薬を使っているとアメリカから言われるわけだ。それより輸入米を買えと消費者は言われている。それに対してそうじゃない、日本は有機農業で環境保全でやっていくことになった、今後は農薬を減らしていく、基準も変える、一体となつて日本の農業を守るためにやるんだと、そういうせっぱつまったところまできている。農水省は個々の法律で動いているんです、この法律に従って私はこれをやっているんですなんていうのは、はっきり言って能なしだ。それを乗り越えて日本の農業を立て直そうということへいかないと。農業がつぶれかかっているということは知っているはずだ。

消費流通課:そうです。

有機農業研究会:だからこそ、個々の法律、自分の担当の法律はあるだろうけれども、だから変えていくと、今、ここにいる担当が本気でそう思わなければ、日本は自滅だ。だから私たちが真剣だ。いかに日本の農薬使用を減らすかなんだ。日本の米こそ一番安全で消費者はこれを選ぶ、これこそ優先して選ぶ、食べ続け、日本の農地を守っていく、その思いでやっていかなければ、農地も消えてしまう。環境も健康も。

消費流通課:私どもも決して不真面目ではない。真剣に考えている中で(さえぎる)ちょっと待って。コストの話をするとなつて「お前等は米屋の味方だ」という話になつてしまう。どちらかといえば、私どもの、正直に言って、これは個人的な見解だが、私らが普通に考えて、流通が厳しくなつて、お米やさんは量販店にいじめられ、それを解消するために何とかコストを下げようとして、農家の方にきつくあたるようになってきているが、規格があつてそれにそつて流通していることによつて橋頭堡ができていく。それを、着色粒の規格をなくしましたと、それを逆に言えば、流通業者にしてみれば全部が着色粒ですなということなる。全体が安くなる。

生き物共生農業を進める会:コストしか頭の中になつないようだ。それを言うのなら米もリンゴやミカンと同じように農作物のひとつになつた。ミカンやリンゴが統一規格を設けて流通しやすいように国が固めているかというとなつてはならない。米は確かに流通量が多いから一般的な作物と違つとはいへ、それでも、統一規格を定める必要が本当にあるのか。今いろんな米の作り方があり、消費者も認めて、地域毎のブランドというか価値観をアピールしている。それは一等や二等ではない。そういった特殊性を見直すためにも全国の統一規格、まして、殺虫剤の使用を増やしてしまう統一規格ではなく、地域の独自性が発揮されるような規格が必要ではないか。

消費流通課:だから、かつては米は全部国がかつて実際にはひとつの方法しかなかつた。今は自由な商品だからいろんな流れが出てくる。そういった中で検査を受ける必要のある、規格流通は必要だと思つた人は検査を受ける。そうでない人は別のルートでやるというのが本来の姿だ。

有機農業研究会:検査を受けざるを得ないではないか。

消費流通課:それは表示の話だ。表示で産地品種銘柄になってないものについては、三点セットの表示ができないという話がある。その辺については、現在、その見直しが必要かどうかについてを含めて、厚労省と農水省が共催している食品の表示に関する共同会議の中で、やっと議論が始まったところだ。米の表示に関しての議論をするということで、前回で12月に開かれた。

有機農業研究会:その見直しで危惧するのは、輸入米のことだ。たとえば、産年とか混米割合とかも誰もわからないから、あんなめちやくちやな表示制度はないと思っているが、私は、今後輸入米が入ってくる中で、三点セットの表示を崩していくような検討会ではないかと危惧している。そうじゃなくて、日本の米の品質を守るために外国米の日本の基準に合わせる、そして、その表示制度の中で安全な米というのがはっきりわかるようにする。そういくのならないが。

消費流通課:表示については、いろんな課題がある。今の段階では結論を出すわけではなく、課題を出して後は共同会議で話し合う。

有機農業研究会:行政は最初、何となくいい方向見たいに思わせながら、実は裏の方向がよくある。米の生産月日を書けと言っておきながら輸入米は輸入年月日でいいんだと。それもわからなかったら書かなくてもいいんだと、そんなふうにごまかすにしている。

消費流通課:国内産も検査をきちんと証明されないと産年は書けないようになっている。

有機農業研究会:消費者から見ると、これは古々米なのか古々々米なのかわからない。外国から入ってきているのだから。

消費流通課:国産は証明がないと書けないことになっている。

有機農業研究会:検査を通らなくてもいつできた米か書けるようにするという検討会なのか。それは。

消費流通課:それも含めている。もしそういう意見が大勢であればそうなるかもしれない。今、フランクな状況で現状ではいろんな

有機農業研究会:審議会を立ち上げるときは大体農水省はこういう方向というので、決めている。どう投げかけているのか。

消費流通課:検討会を傍聴されたということですが、農産物検査だけが??ということはどうなんだろうという問題の投げかけがあった。他のいろんな問題がある中で、検査だけでいいのという投げかけがあった。それを吸い上げた形で、表示を担当しておられるところで

生き物共生農業を進める会:その検討会も平成10年の検討会を受けてやったはずだ。コンタミ問題は16年、17年に実態調査をして今回やられた。そういう意味で今回開かれる協議会の基準では、基準項目の課題が浮かび上がっている。その13項目は協議会の議題には上がっていない。コンタミ問題だけやられた。なんで、国民の声を聞かずに農水省で対策を考え、その対策が十分かどうか、わかってない。他の13項目について、農水省が考えた対策が十分かどうか確認していない。14項目のうちひとつだけ、コンタミ問題が検討され、それであたかも国がきちんと国民の声を聞いていますというアリバイ作りにすぎないという気がする。他の課題はどう対策をとったのか、それに向けての意見はどうするかも図るべきだ。さらに、4年に1回の検討会が開かれたわけだから、審議会からの声もあがっているが、どう考えるかということもあつてしかるべきだ。そういう国民の声は検討会の委員に知らされていない。13項目を含めて。

消費流通課:13項目と言われたが、あのとこの検討会の第一回の資料で他の指摘事項については知らせているが、基本的にはその4年前の検討会で一定の方向性が各委員から示していただいていたと思う。ところが、コンタミについては実態がわからないということで、中途半端なままで残っていたので、今回、そこに絞った。

生き物共生農業を進める会:だから、コンタミ問題はDNA検査をしないとわからないものだ。食べて害があるとかいう問題でもない、ただ100%かそうでないか証明するだけだ。それよりも、今回のような農薬使用につながる問題を協議しないで、数値上の問題を扱う協議会が開かれるのは

反農薬東京グループ:問題の認識がおかしい。商品価値がどうのこうのと言うが、安全に作ったお米は商品価値に入らないのか。

消費流通課:入ると思うが、今の検査では玄米を目視で鑑定するというのが基本でやっている。

反農薬東京グループ:見栄えですね。

消費流通課:その通りだ。

反農薬東京グループ:しかしもうそんな時代じゃない。DNA鑑定しなきゃわからないようなものを5%以内とか決めているのではないか。そんなのは見ただけじゃわからないじゃないか。それなのに決めているのに、安全なコメについては方法がないといって蹴ってもらっては困る。農産物検査の規格規程そのものがおかしい。そこを変えろと言っている。少なくとも私たちは今の段階では着色粒の項目を削れと言う要望をしている。昭和49年から何も変わっていない。

有機農業研究会:審議会にそういう問題を投げかけることはできないのか。現状のままで永遠にいくと言っているわけじゃないだろう。

消費流通課:はっきり申し上げれば検査制度そのものがおかしいというご指摘もあるし、それについてはテーマとしてどう扱うかはあると思う。少なくとも、ここにあるような着色粒の規格をなくせというような話については、規格上の問題として扱わざるを得ない。ということからすれば、法律で規格の改廃を行う場合は、関係者のご意見を聞くことになっている。そういったご意見が一定の世の中の流れとしてあがってくれば双方の、生産者と需用者の間で話し合っ

反農薬東京グループ:消費者はどこにいるのか。

消費流通課:消費者は、はっきり申し上げて、経済活動、取引の円滑化の規格なので、それが白米になった段階では消費者には何の関係もない。

生き物共生農業を進める会:別の例だが、裁判でも以前は被害者は裁判に参加することができなくて傍聴席でやりとりを見てるしかなかったが、今度は、検察官の隣に座って意見を言うということになった。消費者も自分が食べるお米に係わる議論だから、そこに参加すべきではないか。

反農薬東京グループ:消費者は仲間に入れないで、生産者と買い手とだけで規格基準を決めるなんてのはだめだ。

有機農業研究会:規格基準は消費者に関係ないなんて言うから、消費者は知らないのだ。なぜカメムシ防除のために、農薬を使って斑点米の少ないコメを高く売っているなんて知らない。消費者はらち外においてきた。消費者を斬り捨ててそういう基準を作ってきたからだ。だから、消費者や消費者団体を入れていくべきだ。その中で消費者も知ることになる。消費者をいれるべきだ。

反農薬東京グループ:本当に新しい制度にしないとお米の需要は増えない。安い米なら外国からくる、日本のコメを守っていくためにはこの規格基準を変えないとだめなのだ。

反農薬東京グループB:見栄えの規格基準なんかどうでもいいのだ。農薬が少ない方がいい。

消費流通課:農薬が少ない方がいいという要請に対しては特別栽培米なり、有機JASなりという形で応えている。

有機農業研究会: 自分の食べるものだけ安全ならいいというのではない。日本の国土が農薬付けになって川に子供が入って遊ぶこともできない、そういう状況を作ってきたことに反省ができてきている。だから農薬を減らし、環境を呼び戻し、いろんな生物が沢山いるような豊かな日本にしたいといっているわけだ。

反農薬東京グループB: 私たちがかって食べるのに、私たちが意見が入らないのは納得できない。

国会議員秘書: ひとつ。関係者の中に消費者がいないが、この資料1-3に農水省が回答を出しているのをみると、関係者のご意見を聞きながら改定していくと。その前段の「消費者が着色米を特に嫌うことを踏まえて」とあるが、消費者の声を聞かないとわからないことだから、それを踏まえた結果、生産者と流通者の関係でやるのなら構わないが、その前段の踏まえることをかってにそうだというのを農水省が決めるわけじゃないので、そうすれば、関係者に消費者をいれるべきだ。

消費流通課: 「消費者が着色米を特に嫌うことを踏まえて」というのは、いろんなアンケート調査なんかを見ている中で、そういうクレームが米屋さんなんかにかかなり集中しているという事実からとった。

有機農業研究会: それはどういうものか。

消費流通課: 業界のだ。たとえば、精米工業会とかが、自分の店に来たクレームはどんなものがあるか、というのをみていると、一番多いのが変色とか、変質というものだ。

反農薬東京グループB: それは農薬がかかってないからこうなると言われたら、農薬をかかってない方を買う人の方が多い。

生き物共生農業を進める会: そういう情報が伝わっていない。

有機農業研究会: 審議会の中にきちんと消費者を入れて、そこから情報が流れる。それからテレビや雑誌に載るようになる。そうなると、世間の消費者がそうなんだとなる。それを知らせないで、知らせる機会を奪っておいて、審議会にも入れないで、流通と生産者だけの問題だと言ってきたから、環境を汚染するような基準になってしまった。消費者に正しい情報を与えて、正しい選択をするようにしていかないと解決しない。

反農薬東京グループ: 時間が迫ってきたので、環境保全型農薬対策室から聞きたい。有機農業推進法の担当だそうだが、有機農業の限られた地域のみをやって、全体的な慣行農業は知らん顔と言うわけではないと思う。その点からいえば、カメムシ防除は重要なテーマになる。

環境保全型農業対策室: カメムシ防除に限らず、環境保全型農業推進という立場から化学肥料や農薬の代替の方法の支援という形でやっていきたい。19年度からは地域全体でやる環境保全型農業、草刈りをやるとかそういう取り組みを奨励するような形ですすめている。慣行から5割低減するような取り組みについて支援する。

有機農業研究会: 有機農業研究会: 防除に対しては何か対応するのか。

環境保全型農業対策室: 防除指針については、慣行から5割減らすのを応援する。

生き物共生農業を進める会: カメムシ防除に関して特別なものはあるのか。

環境保全型農業対策室: カメムシのみというのではない。トータルとしてある。

反農薬東京グループ: カメムシが殺虫剤散布が一番多いのだから、そこがなくなればずいぶん減ると思うが。

環境保全型農業対策室: たとえば、水稻の種子の消毒とか、カメムシの場合は草刈りが大事な方法だ。

有機農業研究会: 慣行から減らせば支援すると。最初から使っていないのは支援しないのか。

環境保全型農業対策室:慣行から5割減に支援しているので、ゼロの人は基本的に慣行より5割以下なので

有機農業研究会:支援しますか。

環境保全型農業対策室:それは対象になる。地域でまとまりをもって環境を守るのに支援をすとなっている。また、地域の慣行から5割減らす。まとまりをもって5割減に支援する。

(騒然)

反農薬東京グループ:かなり問題だと思うが、ちょっとテーマが違っているので、また別にやってもらいたい。

日本消費者連盟:問題だと思うのは、支援をするという発想だけでなく、流通面、価格の問題とか、こういうふうにやれば日本の全体の農業の中でこういう意味があるとか、日本の流通もこういうふうに変わっていくというような問題意識をもっていないことだ。今有機農業推進の基本計画の話があるが、その中で、今チャンスだと思う。単なる個人や団体の支援ではなく、こういうことをすると価格面でこうなるという方向を探りながらやっていただきたい。

反農薬東京グループ:時間がなくなりました。議論は平行線でしたが、ある程度、相互理解が進んだという気がします。私が非常によくわかったのは、消費流通課というところはそういうところだったのかということで、未だに、驚いています。農産物検査法の中味について、これからもどんどん知らせて行かなきゃいけないと思ったし、植物防疫課はもっとカメムシについての防除がどうなっているのかきっちり調べて教えていただきたい。今後、これで終わるとは思わないし、私たちも一回の話し合いで要望が通るとは思っていない。今後も続けていきたい。今日は国会議員の先生方が大勢いらっしゃってくださっているので、ご相談して、別の機会にこのような話し合いをもって、できるだけ早く私たちの要望を取り入れていただきたいと思います。

生き物共生農業を進める会:これは加倉位さんがラジオで言っていたが、消費者が生産現場のことを知らなくなつた。食と農の距離を離れたのは「農林水産省」だった。それを是正するために農林水産省を「食農再生省」に変えるべきだと。名前を変えれば中味も変わると。それはいいアイデアだと思う。

反農薬東京グループ:今年のカメムシ防除の農薬散布をできるだけ減らしていただきたいということで、それぞれできることをやっていただきたい。

長いことありがとう。